

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 政 局
書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則……………(高齢者保健福祉課) 1

規 則

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第28号

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

目次

第1章 居宅サービス等関係(第1条・第2条)

第2章 施設サービス関係(第3条-第8条)

附則

第1章 居宅サービス等関係

(北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第1条 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年北海道規則第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

第22条第2項中「第80条第1項に規定する従業者」を「第80条第1項並びに指定介護予防サービス等基準条例施行規則第23条第1項及び第2項に規定する従業者」に改め、「第81条第1項」の次に「及び前2項」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本

文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第98号。第40条第4項において「介護老人保健施設基準条例」という。)第4条第1項から第3項まで及び北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年北海道規則第13号。第40条第4項において「介護老人保健施設基準条例施行規則」という。)第3条又は北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年北海道条例第8号。第40条第4項において「介護医療院基準条例」という。)第4条第1項から第3項まで及び北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成30年北海道規則第11号。第40条第4項において「介護医療院基準条例施行規則」という。)第3条に規定する従業者の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第24条の2中「第85条第5号」を「第85条第7号」に改める。

第40条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条第1項から第3項まで及び介護老人保健施設基準条例施行規則第3条又は介護医療院基準条例第4条第1項から第3項まで及び介護医療院基準条例施行規則第3条に規定する従業者の基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第62条第1項中「第191条第1項第4号ア」を「第191条第1項第3号ア」に改める。

第64条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟」を削り、「を有する病院である」を「である」に改める。

第66条中「第192条第1項に規定する設備」を「第192条第1項から第4項まで及び指定介護予防サービス等基準条例施行規則第66条第1項から第9項までに規定する設備」に改め、「第207条第1項」の次に「から第4項まで及び前各項」を加え、同条を同条第10項とし、同条に第1項から第9項までとして次の9項を加える。

条例第207条第2項第2号ア(ア)cの規則で定める基準は、一の病室の床面積等が10.65平方メートル以上であることとする。ただし、同号ア(ア)aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上であることとする。

2 条例第207条第2項第2号ア(イ)bの規則で定める基準は、一の共同生活室の床面積が2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上であることを標準とする。

3 条例第207条第2項第2号イの規則で定める基準は、廊下の幅が1.8メートル以上であ

- ることとする。ただし、中廊下の幅にあっては、2.7メートル以上であることとする。
- 4 条例第207条第2項第2号ウ(ア)の規則で定める基準は、機能訓練室の床面積が内法による測定で40平方メートル以上であることとする。
- 5 条例第207条第2項第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- 6 条例第207条第3項第2号ア(ア)の規則で定める基準は、一の病室の床面積等が10.65平方メートル以上であることとする。ただし、同号ア(ア)aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上であることとする。
- 7 条例第207条第3項第2号ア(イ)bの規則で定める基準は、一の共同生活室の床面積が2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上であることを標準とする。
- 8 条例第207条第3項第2号イの規則で定める基準は、廊下の幅が1.8メートル以上であることとする。ただし、中廊下の幅にあっては、2.7メートル以上であることとする。
- 9 条例第207条第3項第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。
第69条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。
第71条に次の1項を加える。
- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における条例第218条第1項第2号ア及びこの条第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1以上」とあるのは、「0.9以上」とする。
- (1) 条例第237条において準用する条例第166条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
- ア 利用者の安全及びケアの質の確保
イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
ウ 緊急時の体制整備
エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検
オ 特定施設従業者に対する研修
- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

（北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

第23条第2項中「第81条第1項に規定する従業者」を「第81条第1項並びに指定居宅サービス等基準条例施行規則第22条第1項及び第2項に規定する従業者」に改め、「第80条第1項」の次に「及び前2項」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第98号。第39条第4項において「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条第1項から第3項まで及び北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第13号。第39条第4項において「介護老人保健施設基準条例施行規則」という。）第3条又は北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年北海道条例第8号。第39条第4項において「介護医療院基準条例」という。）第4条第1項から第3項まで及び北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年北海道規則第11号。第39条第4項において「介護医療院基準条例施行規則」という。）第3条に規定する従業者の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第39条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条第1項から第3項まで及び介護老人保健施設基準条例施行規則第3条又は介護医療院基準条例第4条第1項から第3項まで及び介護医療院基準条例施行規則第3条に規定する従業者の基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第62条第1項中「第175条第1項第4号ア」を「第175条第1項第3号ア」に改める。

第64条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟」を

削り、「を有する病院である」を「である」に改める。

第66条中「第207条第1項に規定する設備」を「第207条第1項から第4項まで及び指定居宅サービス等基準条例施行規則第66条第1項から第9項までに規定する設備」に改め、「第192条第1項」の次に「から第4項まで及び前各項」を加え、同条を同条第10項とし、同条に第1項から第9項までとして次の9項を加える。

条例第192条第2項第2号ア(ア)cの規則で定める基準は、一の病室の床面積等が10.65平方メートル以上であることとする。ただし、同号ア(ア)aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上であることとする。

2 条例第192条第2項第2号ア(イ)bの規則で定める基準は、一の共同生活室の床面積が2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上であることを標準とする。

3 条例第192条第2項第2号イの規則で定める基準は、廊下の幅が1.8メートル以上であることとする。ただし、中廊下の幅にあっては、2.7メートル以上であることとする。

4 条例第192条第2項第2号ウ(ア)の規則で定める基準は、機能訓練室の床面積が内法による測定で40平方メートル以上であることとする。

5 条例第192条第2項第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

6 条例第192条第3項第2号ア(ア)cの規則で定める基準は、一の病室の床面積等が10.65平方メートル以上であることとする。ただし、同号ア(ア)aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上であることとする。

7 条例第192条第3項第2号ア(イ)bの規則で定める基準は、一の共同生活室の床面積が2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上であることを標準とする。

8 条例第192条第3項第2号イの規則で定める基準は、廊下の幅が1.8メートル以上であることとする。ただし、中廊下の幅にあっては、2.7メートル以上であることとする。

9 条例第192条第3項第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

第69条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第71条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における条例第204条第1項第2号ア及びこの条第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1以上」とあるのは、「0.9以上」とする。

(1) 条例第218条において準用する条例第141条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認して

いること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第2章 施設サービス関係

（北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第3条 北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年北海道規則第85号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第5条第1項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

第11条第7項ただし書及び第16条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

（北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第4条 北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年北海道規則第86号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

（北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第5条 北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年北海道規則第87号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

7 特別養護老人ホーム（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）に北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第

1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

8 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準省令第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第12条第9項中「北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）」を「指定短期入所生活介護事業所等」に改め、同条第10項中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「」、「」という。）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「」を削る。

（北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第6条 北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行

規則（平成25年北海道規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の3項を加える。

8 指定介護老人福祉施設（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

9 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この項及び次項において「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準省令第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

10 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第5条第1項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法

により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。
(北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第7条 北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年北海道規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 病院 医師又は栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

第6条第1項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。
(北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第8条 北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成30年北海道規則第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

第10条第1項第1号及び第2号中「又は」を「及び」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第22条、第24条の2及び第40条の改正規定並びに第2条中北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第23条及び第39条の改正規定は、令和6年6月1日から施行する。